

## 行田浄水場物品銘柄選定等委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行田浄水場物品銘柄選定等委員会（以下「銘柄選定委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 銘柄選定委員会は、次の事項を審議する。

- 1 行田浄水場で土地以外の1件300万円を超える額の財産の買入れ又は1件150万円を超える物件の借入れの銘柄選定等（調達仕様の決定を含む）について調査審議する。
- 2 行田浄水場で土地以外の1件30万円以上100万円未満の財産の買入れ又は物件の借入れにおいて、特定の一の銘柄を選定することについて調査審議する。
- 3 その他委員長が必要と認めた案件の銘柄選定等（調達仕様の決定を含む）について調査審議する。

(組織)

第3条 銘柄選定委員会は、委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 場長

委員 副場長、部長及び担当部長

- 2 銘柄選定委員会は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営)

第4条 銘柄選定委員会は必要の都度、委員長が招集する。

- 2 銘柄選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 第2条に定める有形固定資産の銘柄を選定しようとする部長又は担当部長は、銘柄指定理由書（様式1）及び参考資料を総務部長を経て、場長に提出するものとする。
- 4 場長は、前項の選定理由書及び参考資料を委員会の審議に付するものとする。

る。

(決定)

第5条 第2条に定める銘柄選定等（調達仕様の決定を含む）は、委員会の審議に基づき、場長が決定する。

2 検討委員会は、財産又は物件の銘柄選定の調査審議に当たっては、品質、性能、価格及び納入実績等について留意するものとする。

(議事録等)

第6条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、閲覧に供するものとする。

2 前項の閲覧に供する期間は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 銘柄選定理由書（様式1）その他審議に使用した資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 前項の資料等のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料等又は資料等の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第7条 銘柄選定委員会の事務局は総務部に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、銘柄選定委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付則

1 この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

2 この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成28年6月15日から施行する。

5 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

- 6 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。
- 7 この要綱の改正前に改正前の要綱及び改正内容に準じて行われた調査審議は、改定後の要綱に反するとしてこれを無効としない。

